

阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)道路の変更(芦屋市決定)

7. 6. 363号駅前広場西線の変更

【諮問第4号】

計 画 書

阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）道路の変更（芦屋市決定）

都市計画道路中 7. 6. 363 号駅前広場西線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の 区間にお ける鉄道 等との交 差の構造	
区 画 街 路	7. 6. 363	駅前広 場西線	芦屋市 業平町	芦屋市 清水町	芦屋市 前田町	約 880m	地表式	2 車線	8 m	幹線街路 川西線と 立体交差 幹線街路 と平面交 差3箇所	
なお、芦屋市業平町地内に交通広場を設ける。										面積 約6,100 m ²	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

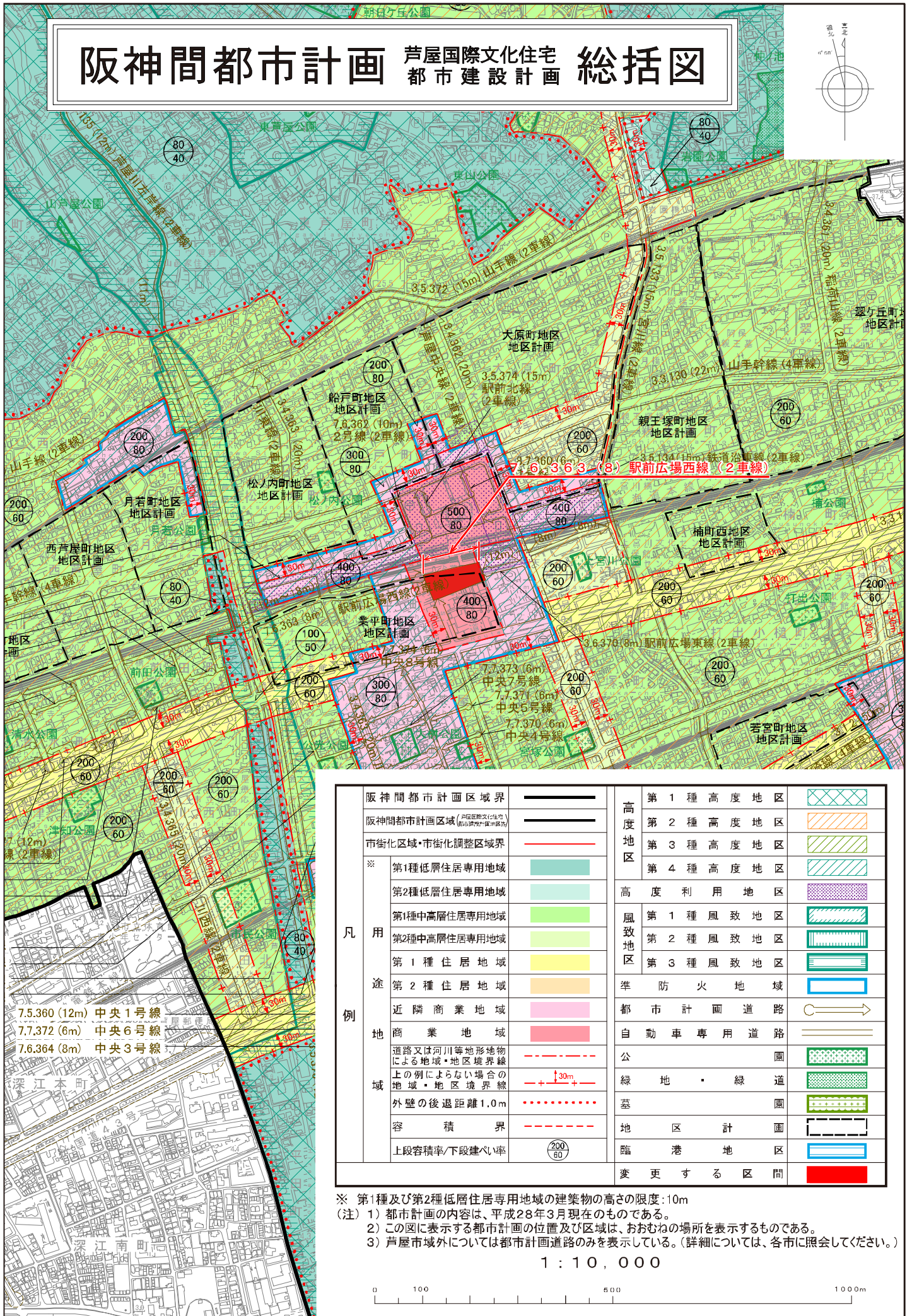
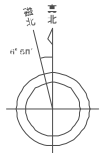
別添理由書のとおり

理 由 書

駅前広場西線は、ＪＲ東海道本線の南側における東西方向の交通処理に寄与する区画街路として都市計画決定され、合わせてＪＲ芦屋駅前には交通広場が都市計画決定されている。

ＪＲ芦屋駅南地区第二種市街地再開発事業の決定に合わせて、交通機能の強化を図るため、交通広場の区域を変更する。

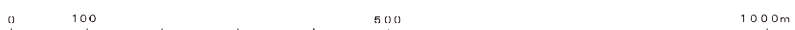
阪神間都市計画 芦屋国際文化住宅 都市建設計画 総括図

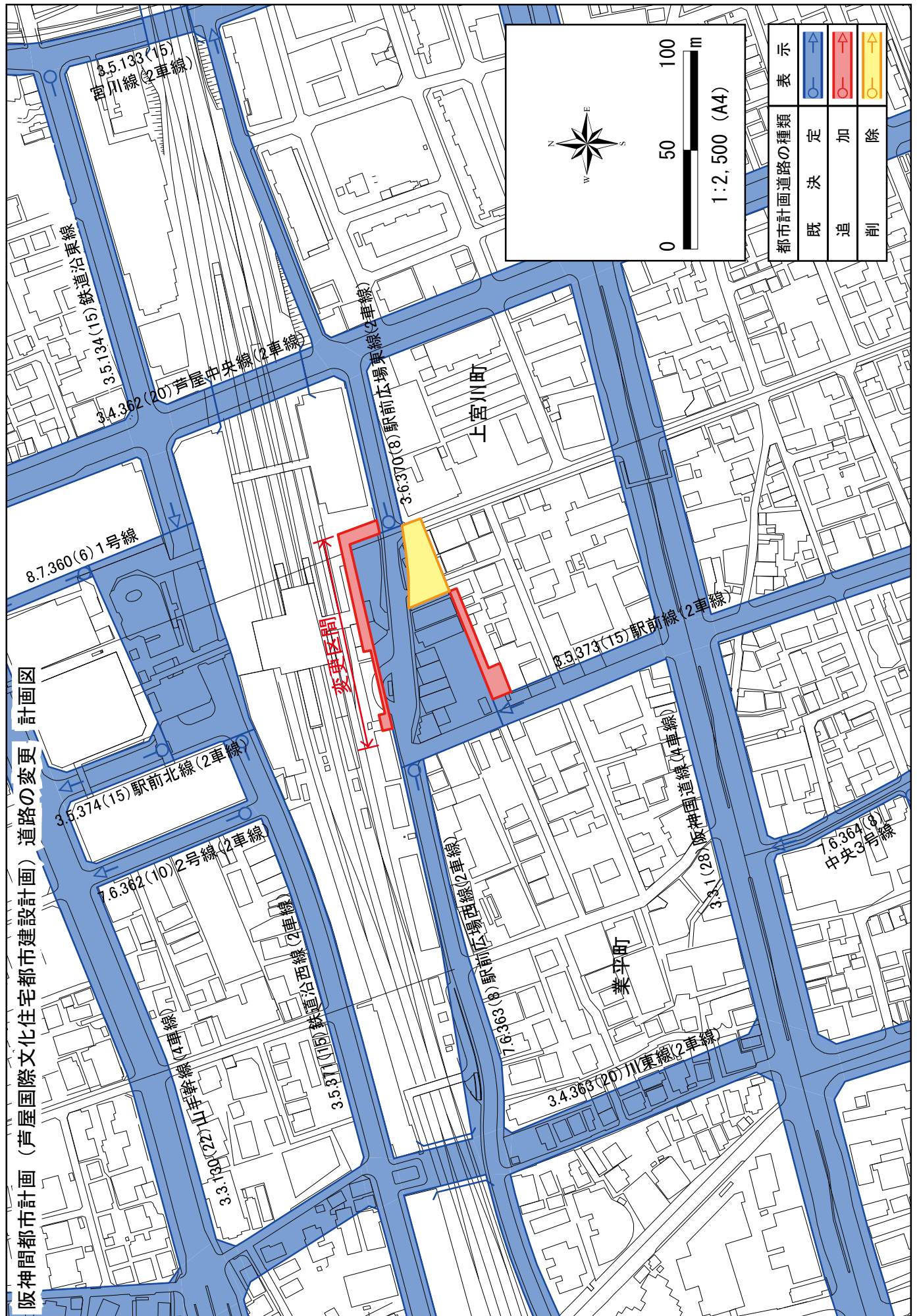


阪神間都市計画区域界	——	高度地区	第1種高度地区		
阪神間都市計画区域 (芦屋国際文化住宅 都市建設計画区域)	——	第2種高度地区	第2種高度地区		
市街化区域・市街化調整区域界	——	第3種高度地区	第3種高度地区		
※ 凡用 途地 域	第1種低層住居専用地域		第4種高度地区		
	第2種低層住居専用地域		高度利用地区		
	第1種中高層住居専用地域		風致地区	第1種風致地区	
	第2種中高層住居専用地域		第2種風致地区	第2種風致地区	
	第1種住居地域		第3種風致地区	第3種風致地区	
	第2種住居地域		準防火地域	準防火地域	
	近隣商業地域		都市計画道路	都市計画道路	
	商業地域		自動車専用道路	自動車専用道路	
	道路又は河川等地形地物による地域・地区境界線 上の例によらない場合の 地域・地区境界線	- - - +30m - - -	公園	公園	
	外壁の後退距離1.0m	緑地・緑道	緑地・緑道	
容積界	- - -	墓園	墓園		
上段容積率/下段建ぺい率	(200/60)	地区計画	地区計画		
		臨港地区	臨港地区		
		変更する区間	変更する区間		

※ 第1種及び第2種低層住居専用地域の建築物の高さの限度：10m
 (注) 1) 都市計画の内容は、平成28年3月現在のものである。
 2) この図に表示する都市計画の位置及び区域は、おおむねの場所を表示するものである。
 3) 芦屋市域外については都市計画道路のみを表示している。(詳細については、各市に照会してください。)

1 : 10,000





変 更 前 後 対 照 表

変更前後	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延長	構造 形式	車 線 の 数	幅員	地表式の 区間にお ける鉄道 等との交 差の構造	
変更前	区画 街路	7.6.363	駅前広 場西線	芦屋市 業平町	芦屋市 清水町	芦屋市 前田町	約 880m	地表式	2 車線	8 m	幹線街路 川西線と 立体交差 幹線街路 と平面交 差 3 箇所	面積 約5,600 m ²
				なお、芦屋市業平町地内に交通広場を設ける。								
変更後	区画 街路	7.6.363	駅前広 場西線	芦屋市 業平町	芦屋市 清水町	芦屋市 前田町	約 880m	地表式	2 車線	8 m	幹線街路 川西線と 立体交差 幹線街路 と平面交 差 3 箇所	面積 約6,100 m ²
				なお、芦屋市業平町地内に交通広場を設ける。								

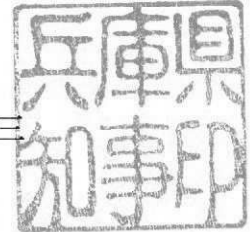
(白紙ページ)

都計第 1513 号

平成 29 年 2 月 27 日

芦屋市長 山中 健 様

兵庫県知事 井戸 敏 三



阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）道路の変更
（7.6.363号駅前広場西線の変更）について（回答）

平成 29 年 2 月 17 日付け芦都計第 587 号で協議のあったこのことについては、異存ありません。

なお、当該都市計画の変更を行った場合には、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、同法第 14 条第 1 項に規定する図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に送付するとともに、阪神南県民センター西宮土木事務所及び阪神北県民局宝塚土木事務所に変更を行った旨通知願います。

(白紙ページ)